令和８年（フ）第１７５０号
福岡市城南区西片江１丁目22番14号　コーポ広　203号
債務者　上野　優磨
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７５４号
福岡県糸島市二丈浜窪389番地
債務者　浜野　秀映
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７６１号
福岡市南区高宮４丁目13番13―１号
債務者　甲斐　直美
１　決定年月日時　令和８年９月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７６９号
福岡市西区小戸４丁目４番15号　パーティー小戸　107号
債務者　宮本　美極
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７８９号
福岡県春日市春日原南町１丁目53番地　コーポ樋口301号
債務者　植松　美幸
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８０２号
福岡県糟屋郡志免町田富４丁目13番25号
カーサクレアールⅢ205号
債務者　小松　和彦
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８０８号
福岡市早良区次郎丸６丁目13番28―203号
松風荘、前住所福岡市早良区四箇田団地16番301号
債務者　中野　時男
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８３８号
福岡県宗像市三郎丸３丁目30番５号
債務者　田澤　奈央（旧姓今井）
１　決定年月日時　令和８年９月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８５４号
福岡県春日市春日原東町２丁目35番地１　コンフォール美根403号
債務者　大田　千晶
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８５５号
福岡県糟屋郡志免町向ヶ丘２丁目25番12号
エンブレス野中Ａ202号
債務者　宮近　泰成
１　決定年月日時　令和８年９月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８８９号
福岡市南区西長住１丁目７番28号　西長住ビル507号
債務者　中村　謙二
１　決定年月日時　令和８年９月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３１０号
沖縄県中頭郡西原町字小那覇103番地（メゾンブランシュ101号）
債務者　玉城　　仁
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３２４号
沖縄県豊見城市字豊見城341番地１　コンフォートＴＭ302号
債務者　比嘉　　敏
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３５０号
沖縄県中頭郡西原町字我謝765番地、住民票上の前住所沖縄県那覇市首里大中町１丁目23番地　１階
債務者　吉川　　良
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第９６４号
宮城県岩沼市相の原２丁目７番513号
債務者　佐藤　　寿
１　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９８８号
仙台市太白区向山２丁目11番23号　ＣａｄｏｇＹｏｕ’ｎａ101
債務者　藤ヶ森茉依
１　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０１９号
仙台市宮城野区榴ケ岡105番地の10　サークル10ビル702
債務者　藤村　和恵
１　決定年月日時　令和８年９月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係